

トピックス

「過労死ラインの見直し」



過労死の認定基準が20年ぶりに見直しとなりそうです。
 現在、過労死を判断する残業時間の基準は月平均で80時間を超える場合等で、「過労死ライン」と呼ばれています。厚生労働省の検討会でこの過労死ラインを下回る場合でも、「休日のない連続勤務」や「次の勤務までの時間が短い」場合など、労働時間以外の負荷が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとして、これを踏まえた労災判断をすべきであるという案が示されています。

人事・労務

「在籍型出向とは」

昨年より、コロナの影響で一時的に仕事がなくなった企業から、慢性的に人手不足な企業やコロナで需要が伸びている企業に出向しているという話を聞くことがあります。これらは「在籍型出向」と呼ばれるものですが、在籍型出向についてみていきたいと思います。

在籍出向とは

出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、労働者が出向元企業と出向先企業の両方と雇用契約を結び、一定期間継続して勤務することをいいます。



◆ 一般的な在籍型出向の取り扱い

- 在籍型出向の形態は、労働者供給に該当するものですが、
- ① 労働者を離職させるのではなく、関係会社において雇用機会を確保する
 - ② 経営指導、技術指導を実施する
 - ③ 職業能力開発の一環として行う
 - ④ 企業グループ内の人事交流の一環として行う
- 等のいずれかの目的があるものについては、「業として行う」ものではないと判断されます。

◆ コロナ禍における雇用維持を目的とした在籍型出向の取り扱い

新型コロナウイルス感染症の影響等を受け、事業の一時的な縮小等を行う事業主が、人手不足等の事業主との間で在籍型出向を活用して「労働者の雇用維持を図るために行う取り組み」については、上記①に類するものとして、「業として行う」ものではないと考えられています！

在籍型出向をするための手順と注意事項



- 在籍型出向は、労働者の個別の同意、就業規則等の社内規程に基づいて行うこと！
- 在籍出向をするにあたっては、出向の必要性や出向期間中の労働条件等について、出向先企業や労働者とよく話し合ったうえで、出向契約の内容や出向期間中の労働条件を明確にしておくこと！

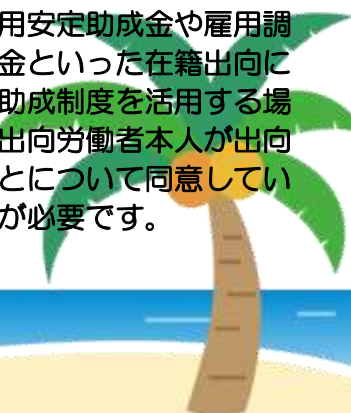


在籍出向を命じるには、就業規則等による規定や労働者の個別の同意が必要です。

労働者に出向を命じることができる場合であっても、出向の必要性、対象労働者の選定に係る事情等に照らして、その権利を濫用したものと認められる場合は、その命令は無効となります。

出向を行うにあたっては、その必要性や出向期間中の労働条件等について、労使の間でよく話し合いを行い、出向に際しては労働者の個別の同意を得るようにしましょう。

産業雇用安定助成金や雇用調整助成金といった在籍出向に対する助成制度を活用する場合は、出向労働者本人が出向することについて同意していることが必要です。



フクシマ社会保険労務士法人
 労働保険事務組合 広島経営者同友会 / 広島一人親方同友会
 〒730-0805 広島市中区十日市町1丁目1-9 相生通り鷹匠ビル2F
 TEL : 082-293-8102 FAX : 082-293-8104
 E-mail : info@jinji-fuku.jp URL : http://www.jinji.fuku.jp

